

「ソーラーシステム等の設置に関する基準」

斑 鳩 町

平成 2 7 年 4 月



## ソーラーシステム等の設置に関する基準

斑鳩風致地区内におけるソーラーシステム等（太陽光を利用して発電するシステムをいい、太陽熱温水器を含むものとする。以下同じ。）について、地域の特性に応じ、次のとおり設置に関する基準を定めることとする。

1. ゾーン1の区域内においては、ソーラーシステム等を設置することができない。

2. ゾーン2、ゾーン3、ゾーン5及びゾーン6の区域内においては、次に掲げる基準に適合し、かつ、周辺の風致と著しく不調和でない場合については、ソーラーシステム等を設置することができる。

### (1) 設置面積について

屋根の各面におけるソーラーシステム等の表面積が、その屋根面積の概ね50%以下であること。

### (2) 設置容量について

太陽電池容量の合計が5.5kW以下であること。

### (3) 設置場所について

主要な道路側以外の場所に設置するよう努めること。なお、敷地の状況等により、やむを得ず主要な道路側に設置する場合は、高木を道路側に植栽する等の修景措置が図られていること。

### (4) 色彩等について

光沢を抑えた濃灰若しくは黒等とし、屋根材の色彩と調和したものであること。

### (5) 設置方法について

屋根に上乘せする場合は、屋根面の形状に合わせ、平行となるよう設置し、屋根面からできる限り突出させないこと。また、ソーラーシステム等の最上部が、ソーラーシステム等を設置する建築物の最上部を越えないこと。

3. ゾーン4及びゾーン7の区域内においては、次に掲げる基準に適合し、かつ、周辺の風致と著しく不調和でない場合については、ソーラーシステム等を設置することができる。

(1) 設置面積について

屋根の各面におけるソーラーシステム等の表面積が、その屋根面積以下であること。

(2) 色彩等について

光沢を抑えた濃紺、濃灰若しくは黒等とし、屋根材の色彩と調和したものであること。

(3) 設置方法について

屋根に上乘せする場合は、屋根面の形状に合わせ、平行となるよう設置し、屋根面からできる限り突出させないこと。また、ソーラーシステム等の最上部が、ソーラーシステム等を設置する建築物の最上部を越えないこと。

4. 上記2及び3の規定に関わらず、寺社仏閣においては、ソーラーシステム等を設置することができない。

5. ソーラーシステム等については、屋根材として屋根の一部を形成している場合は建築物として取り扱い、屋根材に上乘せする場合には工作物として取り扱う。

6. ソーラーシステム等を地上に設置する場合は、工作物として取り扱い、同一敷地内の住居等の建築物への電力の供給を主たる目的とする場合には、これを設置することができる。ただし、地上に設置できる表面積、容量及び色彩は、上記2及び3の規定により設置することができる面積（屋根にソーラーシステム等を設置している場合は、その設置面積を除いた面積）、容量及び色彩と同等とし、周囲に植栽や塀を施すことにより周辺からの遮蔽に配慮されており、周辺の風致と著しく不調和でないと認められる場合に限る。

7. 上記2及び3に定めるもののほか、建築物全体の規模、形態及び意匠、門や塀等の外構の形態及び意匠並びに植栽の状況を総合的に勘案し、ソーラーシステム等が、周辺の風致と著しく不調和でないと町長が認める場合は、設置することができる。